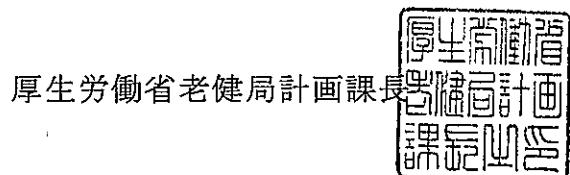


大

老計発第0706001号

平成19年7月6日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市



指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについての
一部改正について

指定介護老人福祉施設における会計の処理等については、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)の別紙「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等により取り扱われているところであるが、今般、当該通知の一部を別添のとおり改正し、平成19年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内関係機関及び各施設に対し周知徹底を図るとともに、その取扱いについて遺憾のないよう指導願いたい。



指導指針改正の概要

1. 対象範囲の拡大

予防給付事業等の新しい介護サービス等を対象範囲に加えるとともに、介護保険サービスが併用できるよう養護老人ホームを新たに対象範囲に加えることとした。

(1) 新たに追加した施設

養護老人ホーム

(2) 新たに追加した介護サービス等に係る事業所

ア 指導指針により会計処理を行う事業（老人福祉法施行規則に基づき事業の開始の届出が必要な事業）

- ① 指定介護予防訪問介護
- ② 指定夜間対応型訪問介護
- ③ 指定介護予防通所介護
- ④ 指定認知症対応型通所介護
- ⑤ 指定介護予防認知症対応型通所介護
- ⑥ 指定介護予防短期入所生活介護
- ⑦ 指定小規模多機能型居宅介護
- ⑧ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑨ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑩ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

イ 指導指針に準じて会計処理を行う事業

- ① 指定介護予防訪問入浴介護
- ② 指定介護予防特定施設入居者生活介護
- ③ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護
- ④ 介護予防福祉用具貸与
- ⑤ 指定特定福祉用具販売
- ⑥ 指定特定介護予防福祉用具販売
- ⑦ 指定介護予防支援事業
- ⑧ 地域包括支援センター

2. 会計区分設定の弾力化

指定介護老人福祉施設等の会計区分に含めて会計を処理することができる事業所の範囲について、制度改正を踏まえた見直しを行った。

(1) 指定介護老人福祉施設、(2) 養護老人ホーム、(3) 軽費老人ホームについては、それぞれ独立した会計区分を設定することとする。

また、(4) 指定居宅サービス事業等及び(5) その他事業については(1)

から（3）の事業を行う拠点において実施されている場合には、これらの会計区分に含めて処理することとし、独立した拠点で実施されている場合には、当該拠点における（4）又は（5）の会計区分を設定することとした。なお、その場合でも（5）の事業が（4）の事業拠点で行われる場合にはこれらを含むことができる。

但し、社会福祉法人においてはいずれの場合においても、法人税法上の収益事業となる（5）のカ福祉用具貸与、キ介護予防福祉用具貸与、ク指定特定福祉用具販売、ケ指定特定介護予防福祉用具販売についてはその会計を区分することが求められるため、他の会計区分に含めないこととしている。

3. 会計区分ごとの業務の表示

同じ会計区分であっても計算書類における表示については、（1）から（5）に列挙した介護サービス別にセグメント表示するのが原則である。

ただし、介護予防サービスについては、以下のように介護サービスと一体的に行われている実態があつて、両者のコストをその発生の様相から区分することが不可能である場合には、勘定科目として介護予防サービスの収入額のみを明確に把握できればよいこととした。

指定訪問介護と指定介護予防訪問介護

指定通所介護と指定介護予防通所介護

指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護

指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護

指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護

指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護

指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護

指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護

福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与

福祉用具販売と介護予防福祉用具販売

4. 減価償却に関する取扱の変更

平成19年度の税制改正において、減価償却制度の改正（償却限度可能額及び残存価額廃止等）が行われたことに伴い、次の改正を行う。

（1） 残存価額

償却限度額及び残存価額が廃止されたことに伴い、平成19年4月以降に取得した減価償却資産については、残存価額を設定せず、取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却できることとした。

（2） 償却率等

減価償却費の計算において適用する償却率等については、今般改定された「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」によることとした。

5. 介護保険制度の移行時の会計処理規定の削除

介護保険制度の施行に伴って、円滑な介護保険制度下における会計処理への移行を規定していた「第三 移行時の会計処理について」及び関連様式を削除した。

6. 勘定科目の整備

(1) 介護予防に係る勘定科目の整理

ア 居宅介護料収入の内訳区分

従前から「利用者負担金収入」については「一般」と「公費」の小区分科目を設定するようになっているが、「利用者負担金収入」に「介護サービス」と「介護予防」の小区分科目を設定し、これを更に「一般」と「公費」に分けることになると、「利用者負担金収入（一般）」と「利用者負担金収入（公費）」が小小勘定科目となり、大方の財務ソフトでは対応が困難になることが想定される。

したがって、大区分科目と中区分科目との中間に括弧書き大中区分科目（集計区分）として、「(介護報酬収入)」と「(利用者負担金収入)」を置き、それぞれに中区分科目として介護と予防を区分する勘定科目を設定することとした。

(大区分) 居宅介護料収入【収支計算書、事業活動計算書】

(中間) (介護報酬収入)

(中区分) 介護報酬収入

(中区分) 介護予防報酬収入

(中間) (利用者負担金収入)

(中区分) 介護負担金収入

(中区分) 介護予防負担金収入

イ 居宅介護支援介護料収入の内訳区分

介護予防支援費を整理する科目として、新たに介護予防支援介護料収入（中区分科目）【収支計算書、事業活動計算書共通】を新設した。

(2) 養護老人ホームに係る措置費収入科目の創設【収支計算書、事業活動計算書共通】

指導指針の対象範囲に養護老人ホームを含めたことに対応して、収入科目として「措置費収入」（大区分科目）、「事務費収入」（中区分科目）、「事業費収入」（中区分科目）を設定した。

(3) 支援費居宅介護等事業の処理科目創設【収支計算書、事業活動計算書共通】

平成11年度までは委託事業であった在宅障害者のための居宅介護等事業が平成15年度から支援費に移行したことに伴い、従来は大区分科目「そ

「他の事業収入」中区分科目「受託収入」で処理してきた当該収入が「支援費」の請求となり、その部分だけは社会福祉法人会計基準を適用すべきとする行政指導が見受けられた。

平成13年2月の事務連絡「問3」によって会計区分の設定が弾力化されていることを踏まえて、小規模で主たる事業に付随して一体的に実施される支援費居宅介護等事業の勘定科目として大区分科目「他の事業収入」の中区分科目「その他の事業収入」を設定し、一体的な会計処理ができるとした。

事務連絡問3の答

1. 一体的会計処理を容認した趣旨は、その主たる事業が介護保険事業である場合、資金の使途制限についての措置費支弁施設とは異なる介護保険事業の性格を考慮したものである。社会福祉法人として期待される役割を果たすため、介護保険事業を社会資源として活用することにより、積極的に地域福祉の推進に貢献できるような配慮をする一方、当該法人の事業経営の実態に照らし弾力的に会計単位の設定を可能にすることにより、社会福祉法の趣旨を逸脱しないと解される範囲において、事務負担の軽減を図ることとしたものである。
2. したがって、法人が実施する事業の内容を明確にするため定款に記載することと、日々の会計処理を機械的に区分して仕分けすることは、必ずしも一致しなくとも差し支えないこととしたものである。
3. なお、当然のことながら、一体的会計処理を容認することが、事業別の収支内訳の作成を省略できるということではなく、セグメント等によりそれぞれの収支状況を明らかにしなければならないことに留意されたい。

(4) 介護保険事業間における長期にわたる資金繰替使用のための科目の創設 【収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表共通】

特養の移行時特別積立金を財源に認知症対応型共同生活介護を整備する等の事例において長期にわたる貸借勘定がないと、すべて繰り入れ処理となることから、繰り入れ元の特養は純資産（次期繰越活動収支差額）が激減し、繰入先の認知症対応型共同生活介護は事業開始前から多額の繰越活動収支差額（繰越利益）を計上することとなり、会計における業績評価機能が混乱する。

このような事態に対処するため、法人の方針として、繰入とするか又は繰入ではなく長期的な貸借とするかの選択を可能とするため、老発第188号通知の第2の3の（3）で認められている介護保険事業間における長期貸借を処理することのできる勘定科目を創設した。

(5) 食費収入・居住費収入の会計処理の統一【収支計算書、事業活動計算書共通】

平成17年10月改正により、それまで介護報酬に包括されていた特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護の食費および居住費が利用者負担となったことに伴い、「食費収入」「居住費収入」を創設したが、従前から利用者負担となっていた認知症対応型共同生活介護の食費および家賃、平成18年4月からの地域密着型サービスの特別養護老人ホーム、通所介護、小規模多機能型居宅介護等における食費および滞在費・宿泊費についても「食費収入」「居住費収入」の科目で処理することとした。

また、大区分科目「利用者等利用料収入」の中区分科目「介護福祉施設利用料収入」および「居宅介護サービス利用料収入」に含まれていた「特別な食事代」「特別な室料」についてもそれぞれ「食費収入」「居住費収入」に統一した。

(6) その他の科目の追加

上記(1)から(5)のほか、収支計算書勘定科目と事業活動計算書勘定科目の間で平仄をとる必要があるもの、指針の創設当初は予定されなかった「徴収不能引当金戻入」(指導指針第2の7の(1)徴収不能引当金の計上基準にかかる5年間の経過措置期間が終わって差額補充法の処理上戻入勘定が必要となった)、最近の固定資産廃棄又は処分に要する費用の処理科目の必要、介護保険事業間の長期貸借勘定を創設するに伴い必要となる収支勘定などの科目を追加した。

○ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年老計第8号）

改 正 後	改 正 前
<p>(別紙) 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針</p> <p>第1 総則 1 趣旨 指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者、<u>指定地域密着型サービス事業者</u>、<u>指定居宅介護支援事業者</u>、<u>指定介護予防サービス事業者</u>、<u>指定地域密着型介護予防サービス事業者</u>及び<u>指定介護予防支援事業者</u>における会計については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）（以下「指定施設基準」という。）、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）（以下「指定サービス基準」という。）、「<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>」（平成18年厚生労働省令第34号）、「<u>指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準</u>」（平成11年厚生省令第38号）、「<u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</u>」（平成18年厚生労働省令第35号、厚生労働省令第80号）（以下「<u>指定介護予防サービス基準</u>」といふ。）、「<u>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</u>」（平成18年厚生労働省令第36号、平成18年厚生労働省令第82号）及び「<u>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</u>」（平成18年厚生労働省令第37号、平成18年厚生労働省令第92号）において、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきこと及び会計に関する諸記録の整備等が定められているところであるが、その詳細及び具体的な会計処理に関する取扱いについて、本指導指針の定めるところによるものとする。</p>	<p>(別紙) 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針</p> <p>第1 総則 1 趣旨 指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者における会計については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）（以下「指定施設基準」という。）、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）（以下「指定サービス基準」という。）及び「<u>指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準</u>」（平成11年厚生省令第38号）（以下「<u>指定支援基準</u>」といふ。）において、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきこと及び会計に関する諸記録の整備等が定められているところであるが、その詳細及び具体的な会計処理に関する取扱いについて、本指導指針の定めるところによるものとする。</p> <p>なお、本指導指針に定めない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。</p>

なお、本指導指針に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。

2 対象範囲

本指導指針の対象とする施設又は事業所（以下「施設等」という。）の範囲は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体から委託された事業において、特段の定めがある場合は、この限りではない。

なお、（1）から（4）までに掲げる施設等において、指定サービス基準に定める訪問看護又は指定介護予防サービス基準に定める介護予防訪問看護を行う場合は、本指導指針の対象として指定訪問入浴介護に準じて取り扱うことができる。

（1）指定施設基準に定める指定介護老人福祉施設

（2）老人福祉法第20条の4に定める養護老人ホーム

（3）老人福祉法第20条の6に定める軽費老人ホーム

（4）指定サービス基準等に定める指定居宅サービス事業等であって、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）に基づき事業の開始の届出が必要な次の事業等を行う施設等

ア 指定訪問介護

イ 指定介護予防訪問介護

ウ 指定夜間対応型訪問介護

エ 指定通所介護

オ 指定介護予防通所介護

カ 指定認知症対応型通所介護

キ 指定介護予防認知症対応型通所介護

ク 指定短期入所生活介護

ケ 指定介護予防短期入所生活介護

コ 指定小規模多機能型居宅介護

サ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護

2 対象範囲

本指導指針の対象とする施設又は事業所（以下「施設等」という。）の範囲は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体から委託された事業において、特段の定めがある場合は、この限りではない。

なお、（1）から（5）までに掲げる施設等において、指定サービス基準に定める訪問看護を行う場合は、本指導指針の対象として指定訪問入浴介護に準じて取り扱うことができる。

（1）指定施設基準に定める指定介護老人福祉施設

（2）老人福祉法第20条の6に定める軽費老人ホーム（ケアハウスに限る。）

（3）軽費老人ホーム（ケアハウスを除く。）であって、指定サービス基準に定める指定特定施設入所者介護事業を行う施設

（4）老人福祉法第20条の7の2に定める老人介護支援センターであつて、指定支援基準に定める指定居宅介護支援事業を行う施設

（5）指定サービス基準に定める指定居宅サービス事業であって、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）に基づき事業の開始の届出が必要な次の事業を行つた事業所とする。

ア 指定訪問介護

イ 指定通所介護

ウ 指定短期入所生活介護

エ 指定認知症対応型共同生活介護

シ 指定認知症対応型共同生活介護
ス 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
セ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
ゾ 老人福祉法第20条の7の2に定める老人介護支援センタ

二
(5) 指定サービス基準等に定める次の事業を行う施設等については、本指導指針に準じて会計処理を行うことができる。ただし、(1)から(4)までに掲げる施設等が次の事業を行う場合の会計処理については、この限りではない。

ア 指定訪問入浴介護
イ 指定介護予防訪問入浴介護
ウ 指定特定施設入居者生活介護（ただし、(2)及び(3)を除く。）
エ 指定介護予防特定施設入居者生活介護（ただし、(2)及び(3)を除く。）
オ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護（ただし、(2)及び(3)を除く。）
カ 福祉用具貸与
キ 介護予防福祉用具貸与
ク 指定特定福祉用具販売
ケ 指定特定介護予防福祉用具販売
コ (4)に係る基準該当居宅サービス
サ 指定居宅介護支援又は指定介護予防支援
シ 介護保険法第62条に基づく市町村特別給付事業
ス 介護保険法第115条の39に規定する地域包括支援センタ

二
セ (1)から(4)までの施設等において行う介護保険に関する事業

第2 会計処理について

1 会計の区分

第1の2に定める施設等の会計の区分（以下「会計区分」という。）の具体的な取扱いは、次によるものとする。

(6) 指定サービス基準、指定支援基準に定める次の事業を行う施設等については、本指導指針に準じて会計処理を行うことができる。ただし、(1)から(5)までに掲げる施設等が次の事業を行う場合の会計処理については、この限りではない。

ア 指定訪問入浴介護
イ 指定特定施設入所者介護（ただし、(3)を除く。）
ウ 福祉用具貸与
エ (5)に係る基準該当居宅サービス
オ (1)から(3)まで及び(5)に掲げる施設等において行う指定居宅介護支援
カ 介護保険法第62条に基づく市町村特別給付事業
キ (1)から(5)までの施設又は事業所において行う介護保険に関連する事業

第2 介護保険制度における会計処理について

1 会計の区分

第1の2に定める指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所（以下「指定介護老人福祉施設等」という。）における会計の区分については、指定施設基準、指定サービス基準及び指定支援基準において、当該施設又は事業の会計とその他の施設又は事

(1) 第1の2の(1)に定める施設の会計

第1の2の(1)に定める指定介護老人福祉施設の会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、同2の(4)及び(5)のア、イ、コからセまでに定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。

(2) 第1の2の(2)に定める施設の会計

第1の2の(2)に定める養護老人ホームの会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、同2の(4)及び(5)のア、イ、コからセまでに定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。

(3) 第1の2の(3)に定める施設の会計

第1の2の(3)に定める軽費老人ホームの会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、同2の(4)及び(5)に定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。ただし、社会福祉法人にあっては、同2の(5)のウからケを除くものとする。

業の会計を区分しなければならないと定められているが、その具体的な取扱いは、次によるものとする。

(1) 第1の2の(1)に定める施設の会計

第1の2の(1)に定める指定介護老人福祉施設の会計は、独立した一つの会計の区分(以下「会計区分」という。)にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、同2の(5)のアからウまで及び(6)のエからキまでに定める事業を行う事業所が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。

(2) 第1の2の(2)に定める施設の会計

第1の2の(2)に定める軽費老人ホーム(ケアハウスに限る。)の会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、同2の(5)のアからウまで及び(6)のイからキまでに定める事業を行う事業所が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。ただし、社会福祉法人にあっては、同2の(6)のウを除くものとする。

(3) 第1の2の(3)又は(4)に定める施設の会計

第1の2の(3)又は(4)に定める軽費老人ホーム又は老人介護支援センターの会計は、それぞれ独立した会計区分にて会計を処理しなければならない。

なお、当該施設において、第1の2の(6)のウからキまでに定める事業を行う事業所が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分をに含めて会計を処理することができる。ただし、社会福祉法人にあっては、同(6)のウを除くものとす

(4) 第1の2の(4)に定める施設等の会計

第1の2の(4)に定める施設等の会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設等において、同2の(4)に定める他の事業若しくは同2の(5)に定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設等でこれらを行う場合は、当該施設等の会計区分に含めて会計を処理することができる。ただし、社会福祉法人にあっては、同2の(5)のウからケを除くものとする。

(5) 第1の2の(5)に定める施設等の会計

第1の2の(5)に定める施設等の会計は、独立した会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設等において、同2の(5)に定める他の事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設等でこれらを行う場合は、当該施設等の会計区分に含めて会計を処理することができる。

2～4 略

5 会計区分ごとの業務の表示

会計区分ごとの介護サービス事業（以下「セグメント」という。）を計算書類において表示する場合は、経常収支差額の内容について行うものとし、その表示方法は別紙3のとおりとする。

なお、収入及び支出のセグメントごとの帰属は、当該収入・支出の発生原因に基づいて決定するものとし、直接的な把握が困難な場合においては、合理的な按分基準に基づき毎期継続的に配分するものとする。

る。

(4) 第1の2の(5)に定める施設等の会計

第1の2の(5)に定める施設等の会計は、それぞれ独立した会計区分にて会計を処理しなければならない。

なお、当該施設等において、同(5)に定める当該事業以外の事業を行う事業所若しくは同2の(6)のウからキまでに定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設等でこれらを行う場合は、当該施設等の会計区分に含めて会計を処理することができる。ただし、社会福祉法人にあっては、同(6)のウを除くものとする。

また、同2の(5)のア又はイに定める事業を行う社会福祉法人以外の施設等にあっては、同2の(6)のアに定める事業を行う施設等が併設されている場合は、当該施設等の会計区分に含めて会計を処理することができる。

(5) 第1の2の(6)に定める施設等の会計

第1の2の(6)に定める施設等の会計は、それぞれ独立した会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設等において、当該事業以外の同(6)に定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設等でこれらを行う場合は、当該施設等の会計区分に含めて会計を処理することができる。

2～4 略

5 会計区分ごとの業務の表示

会計区分ごとの介護サービス事業（以下「セグメント」という。）を計算書類において表示する場合は、経常収支差額の内容について行うものとし、その表示方法は別紙3のとおりとする。

なお、収入及び支出のセグメントごとの帰属は、当該収入・支出の発生原因に基づいて決定するものとし、直接的な把握が困難な場合においては、合理的な按分基準に基づき毎期継続的に配分するものとする。

6 減価償却について

指定介護老人福祉施設等が実施する減価償却費の計算は、次によるものとする。

(1)～(2) 略

(3) 残存価額

残存価額は原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)によるものとする。

ア 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

有形固定資産について償却期間を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに備忘価額(1円)まで償却を行うことができるものとする。

イ 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却することができる。

ウ 無形固定資産

なお、無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減価償却を行うものとする。

(4) 耐用年数

耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」によるものとする。

なお、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」においては、指定介護老人福祉施設など介護保険関係施設等の細目が用意されていないため、その適用に当たっては、介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設に準じて取り扱うものとする。

(5) 傷却率等

6 減価償却について

指定介護老人福祉施設等が実施する減価償却費の計算は、次によるものとする。

(1)～(2) 略

(3) 残存価額の範囲

有形固定資産について償却期間を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに備忘価額(1円)まで償却を行うことができるものとする。

なお、無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減価償却を行うものとする。

(4) 耐用年数

耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)によるものとする。ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に代えて、別紙4の「簡易耐用年数表」によることができるものとする。

なお、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」においては、指定介護老人福祉施設など介護保険関係施設等の細目が用意されていないため、その適用に当たっては、介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設に準じて取り扱うものとする。

減価償却費の計算は、原則として「減価償却資産の対応年数等に関する省令」の定めによるものとし、適用する償却率等は、別紙4（減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表）のとおりとする。

(6) 減価償却計算期間の単位
略

(7) 減価償却費の按分の基準
略

7～9 略

削除

(5) 減価償却計算期間の単位
略

(6) 減価償却費の按分の基準
略

7～9 略

第3 移行時の会計処理について

別紙1-1

収支計算書
自平成 年月日 至平成 年月日

(会計区分名)

勘定科目		予算	決算	差異	備考
経常活動による収支	収入				
	介護福祉施設介護料収入				
	介護報酬収入				
	利用者負担金収入				
	居宅介護料収入				
	<u>(介護報酬収入)</u>				
	介護報酬収入				
	<u>介護予防報酬収入</u>				
	<u>(利用者負担金収入)</u>				
	<u>介護負担金収入</u>				
	<u>介護予防負担金収入</u>				
	措置費収入				
	<u>事務費収入</u>				
	<u>事業費収入</u>				
	居宅介護支援介護料収入				
	<u>居宅介護支援介護料収入</u>				
	<u>介護予防支援介護料収入</u>				
	利用者等利用料収入				
	介護福祉施設利用料収入				
	居宅介護サービス利用料収入				
	食費収入				
	居住費収入				
	管理費収入				
	その他の利用料収入				
	その他の事業収入				
	補助金収入				
	市町村特別事業収入				
	受託収入				
	<u>その他の事業収入</u>				

別紙1-1

収支計算書
自平成 年月日 至平成 年月日

(会計区分名)

勘定科目		予算	決算	差異	備考
経常活動による収支	収入				
	介護福祉施設介護料収入				
	介護報酬収入				
	利用者負担金収入				
	<u>基本食事サービス料収入</u>				
	居宅介護料収入				
	介護報酬収入				
	利用者負担金収入				
	居宅介護支援介護料収入				
	利用者等利用料収入				
	介護福祉施設利用料収入				
	居宅介護サービス利用料収入				
	食費収入				
	居住費収入				
	管理費収入				
	その他の利用料収入				
	その他の事業収入				
	補助金収入				
	市町村特別事業収入				
	受託収入				

	寄付金收入 借入金利息補助金收入 受取利息配当金收入 <u>事業外收入</u> <u>受入研修費收入</u> <u>職員等給食費收入</u> 雜收入 經常活動收入計 ①						寄付金收入 借入金利息補助金收入 受取利息配当金收入 <u>雜收入</u> 經常活動收入計 ①				
支出	人件費支出 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共濟掛金 法定福利費 經費支出 (直接介護支出) 給食材料費 介護用品費 教養娛樂費 医藥品費 日用品費 被服費 消耗器具備品費 保健衛生費 車輛費 光熱水費 燃料費 本人支給金 葬祭費 (一般管理支出) 福利厚生費 旅費交通費 研修費						人件費支出 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共濟掛金 法定福利費 經費支出 (直接介護支出) 給食材料費 介護用品費 教養娛樂費 医藥品費 日用品費 被服費 消耗器具備品費 保健衛生費 車輛費 光熱水費 燃料費 本人支給金 葬祭費 (一般管理支出) 福利厚生費 旅費交通費 研修費				

	通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費 会議費 修繕費 保守料 賃借料 保険料 涉外費 諸会費 租税公課 委託費 雜費 利用者負担軽減額 <u>徴収不能額</u> 借入金利息支出 事業外支出 <u>職員等給食費</u> <u>その他の事業活動外支出</u> 雜支出 経常活動支出計　②				通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費 会議費 修繕費 保守料 賃借料 保険料 涉外費 諸会費 租税公課 委託費 雜費 利用者負担軽減額 借入金利息支出			
	経常活動資金収支差額③ (①-②)				経常活動支出計　②			
施設整備等による	収入 設備資金借入金収入 施設整備等補助金収入 施設整備等寄付金収入 固定資産売却収入 器具及び備品売却収入 車両運搬具売却収入 ○○売却収入 施設整備等収入計　④				施設整備等による 設備資金借入金収入 施設整備等補助金収入 施設整備等寄付金収入 固定資産売却収入 器具及び備品売却収入 車両運搬具売却収入 ○○売却収入 施設整備等収入計　④			
收支	支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 器具及び備品取得支出				支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 器具及び備品取得支出			

	車輌運搬具取得支出 ○○取得支出 <u>固定資產除却・廃棄支出</u> <u>固定資產除却・廃棄支出</u> 施設整備等支出計 ⑤					車輌運搬具取得支出 ○○取得支出 施設整備等支出計 ⑤				
	施設整備等資金收支差額⑥ (④-⑤)					施設整備等資金收支差額⑥ (④-⑤)				
財務活動等による収支	長期運営資金借入金収入 投資有価証券売却収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 設備資金借入金元金償還寄付金収入 長期運営資金 <u>借入金元金償還寄付金</u> 収入 積立預金取崩収入 移行時特別積立預金取崩収入 ○○積立預金取崩収入 他会計区分繰入金収入 他会計区分長期借入金収入 <u>他会計区分長期貸付金回収金</u> 収入 会計区分外繰入金収入 その他の収入 財務活動等収入 ⑦					長期運営資金借入金収入 投資有価証券売却収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 設備資金借入金元金償還寄付金収入 長期運営資金元金償還寄付金収入 積立預金取崩収入 移行時特別積立預金取崩収入 ○○積立預金取崩収入 他会計区分繰入金収入 会計区分外繰入金収入 その他の収入 財務活動等収入 ⑦				
支出	設備資金借入金元金償還金支出 長期運営資金借入金元金償還金支出 投資有価証券取得支出 積立預金支出 他会計区分繰入金支出 他会計区分長期貸付金支出 <u>他会計区分長期借入金償還金</u> 支出 会計区分外繰入金支出 その他の支出 財務活動等支出 ⑧					設備資金借入金元金償還金支出 長期運営資金借入金元金償還金支出 投資有価証券取得支出 積立預金支出 他会計区分繰入金支出 会計区分外繰入金支出 その他の支出 財務活動等支出 ⑧				
	財務活動等資金收支差額 ⑨ (⑦-⑧)					財務活動等資金收支差額⑨ (⑦-⑧)				

予備費 ⑩				
当期資金収支差額合計⑪ (③+⑥+⑨-⑩)				
前期末支払資金残高⑫				
当期末支払資金残高⑬ (⑪+⑫)				

予備費 ⑩				
当期資金収支差額合計⑪ (③+⑥+⑨-⑩)				
前期末支払資金残高⑫				
当期末支払資金残高⑬ (⑪+⑫)				

(注) 平成12年度における移行時の特例として、「前期末支払資金残高⑫」を「調整後前期末支払資金残高⑫」に読み替えるものとする。

別紙1-2

事業活動計算書

自平成 年月日 至平成 年月日

(会計区分名)

勘定科目		前年度	当年度	増減	備考	
事業活動収支の部	収入	介護福祉施設介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入 居宅介護料収入 <u>(介護報酬収入)</u> 介護報酬収入 介護予防報酬収入 <u>(利用者負担金収入)</u> 介護負担金収入 介護予防負担金収入 措置費収入 <u>事務費収入</u> <u>事業費収入</u> 居宅介護支援介護料収入 <u>居宅介護支援介護料収入</u> <u>介護予防支援介護料収入</u> 利用者等利用料収入 介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 食費収入 居住費収入 管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入 補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 <u>その他の事業収入</u>				
	支出					
	収入					
	支出					
	収入					
	支出					
	収入					
	支出					
	収入					
	支出					

別紙1-2

事業活動計算書

自平成 年月日 至平成 年月日

(会計区分名)

勘定科目		前年度	当年度	増減	備考
事業活動収支の部	収入	介護福祉施設介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入 <u>基本食事サービス料収入</u> 居宅介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入 居宅介護支援介護料収入 利用者等利用料収入 介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 食費収入 居住費収入 管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入 補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入			
	支出				
	収入				
	支出				
	収入				
	支出				
	収入				
	支出				
	収入				
	支出				

	その他の収入 国庫補助金等特別積立金取崩額 (介護報酬査定減)						国庫補助金等特別積立金取崩額 (介護報酬査定減)			
	事業活動収入計 ①						事業活動収入計 ①			
支 出	人件費 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費 経費 （直接介護費） 給食材料費 介護用品費 教養娛樂費 医薬品費 日用品費 被服費 消耗器具備品費 保健衛生費 車輌費 光熱水費 燃料費 本人支給金 葬祭費 （一般管理費） 福利厚生費 旅費交通費 研修費 通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費						人件費 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費 経費 （直接介護費） 給食材料費 介護用品費 教養娛樂費 医薬品費 日用品費 被服費 消耗器具備品費 保健衛生費 車輌費 光熱水費 燃料費 本人支給金 葬祭費 （一般管理費） 福利厚生費 旅費交通費 研修費 通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費			

	会議費 修繕費 保守料 賃借料 保険料 涉外費 諸会費 租税公課 委託費 雜費 利用者負担軽減額 減価償却費 徵収不能額 引当金繰入 徵収不能引当金繰入 賞与引当金繰入 退職給与引当金繰入				会議費 修繕費 保守料 賃借料 保険料 涉外費 諸会費 租税公課 委託費 雜費 利用者負担軽減額 減価償却費 徵収不能額 引当金繰入 徵収不能引当金繰入 賞与引当金繰入 退職給与引当金繰入			
	事業活動支出計 ②				事業活動支出計 ②			
	事業活動収支差額③ (①-②)				事業活動収支差額③ (①-②)			
事 業 活 動 外 收 支 の 部	收 入 その他の事業活動外収入 <u>受入研修費収入</u> <u>職員等給食費収入</u> 雜収入 事業活動外収入計 ④				收 入 有価証券売却益 寄付金収入 雜収入 事業活動外収入計 ④			
	支 出 その他の事業活動外支出 <u>職員等給食費</u> <u>その他の事業活動外支出</u> 雜損失				支 出 有価証券売却損 資産評価損 雜損失			

	事業活動外支出計 ⑤			
	事業活動外収支差額⑥ (④-⑤)			
	経常収支差額⑦ (③+⑥)			
特別 収 支 の 部	施設整備等補助金收入 <u>施設整備等補助金收入</u> 設備資金借入金元金償還補助金收入 施設整備等寄付金收入 <u>施設整備等寄付金收入</u> 設備資金借入金元金償還寄付金收入 <u>長期運営資金借入金元金償還寄付金收入</u> 固定資産受贈額 固定資産売却益 <u>器具及び備品売却益</u> <u>車両運搬具売却益</u> <u>〇〇売却益</u> 国庫補助金等特別積立金取崩額 他会計区分繰入金收入 会計区分外繰入金收入 その他の特別収入 <u>徴収不能引当金戻入</u> <u>その他の特別収入</u>			
	特別収入計 ⑧			
支 出	基本金組入額 国庫補助金等特別積立金繰入額 固定資産除売却損 <u>建物売却損・処分損</u> <u>器具及び備品売却損・処分損</u> <u>車両運搬具売却損・処分損</u> <u>その他の固定資産売却損・処分損</u> 他会計区分繰入金支出 会計区分外繰入金支出			

	事業活動外支出計 ⑤			
	事業活動外収支差額⑥ (④-⑤)			
	経常収支差額⑦ (③+⑥)			
特別 収 支 の 部	施設整備等補助金收入 <u>施設整備補助金收入</u> <u>設備整備補助金收入</u> 設備資金借入金元金償還補助金收入 <u>施設整備等寄付金收入</u> <u>施設整備等寄付金收入</u> <u>設備資金借入金元金償還寄付金收入</u> <u>固定資産受贈額</u> <u>固定資産売却益</u> <u>器具及び備品売却益</u> <u>車両運搬具売却益</u> <u>〇〇売却益</u> <u>国庫補助金等特別積立金取崩額</u> <u>他会計区分繰入金收入</u> <u>会計区分外繰入金收入</u> <u>その他の特別収入</u>			
	特別収入計 ⑧			
支 出	基本金組入額 国庫補助金等特別積立金繰入額 固定資産除売却損 <u>器具及び備品売却損・処分損</u> <u>車両運搬具売却損・処分損</u> 他会計区分繰入金支出 会計区分外繰入金支出			

その他の特別損失				
特別支出計 ⑨				
特別収支差額 ⑩ (⑧-⑨)				
当期活動収支差額 ⑪ (⑦+⑩)				
前期繰越活動収支差額 ⑫				
基本金取崩額 ⑬				
基本金組入額 ⑭				
その他の積立金取崩額 ⑮				
その他の積立金繰入額 ⑯				
次期繰越活動収支差額 ⑰				
(⑪+⑫+⑬-⑭+⑮-⑯)				

その他の特別損失				
特別支出計 ⑨				
特別収支差額 ⑩ (⑧-⑨)				
当期活動収支差額 ⑪ (⑦+⑩)				
前期繰越活動収支差額 ⑫				
基本金取崩額 ⑬				
基本金組入額 ⑭				
その他の積立金取崩額 ⑮				
その他の積立金繰入額 ⑯				
次期繰越活動収支差額 ⑰				
(⑪+⑫+⑬-⑭+⑮-⑯)				

貸借対照表
平成〇年〇月〇日現在

(会計区分名)

勘定科目	前年度	当年度	増減	勘定科目	前年度	当年度	増減
資産の部				負債の部			
流动資産				流动負債			
現金預金				短期運営資金借入金			
有価証券				未払金			
未収金				施設整備等未払金			
未収補助金				預り金			
貯蔵品				前受金			
立替金				他会計区分借入金			
前払金				仮受金			
他会計区分貸付金				○○引当金			
仮払金				その他の流动負債			
その他の流动資産							
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借入金			
土地				長期運営資金借入金			
建物				他会計区分長期借入金			
基本財産特定預金				長期預り金			
				退職給与引当金			
				○○引当金			
				その他の固定負債			
その他の固定資産				負債の部の合計			
純資産の部				負債の部の合計			
基本金				純資産の部			
国庫補助金等特別積立金				基本金			
その他の積立金				国庫補助金等特別積立金			
移行時特別積立金				その他の積立金			
○○積立金				移行時特別積立金			
次期繰越活動収支差額				○○積立金			
次期繰越活動収支差額 (うち当期活動収支差額)				次期繰越活動収支差額			
純資産の部の合計				(うち当期活動収支差額)			

貸借対照表
平成〇年〇月〇日現在

(会計区分名)

勘定科目	前年度	当年度	増減	勘定科目	前年度	当年度	増減
資産の部				負債の部			
流动資産				流动負債			
現金預金				短期運営資金借入金			
有価証券				未払金			
未収金				施設整備等未払金			
未収補助金				預り金			
貯蔵品				前受金			
立替金				他会計区分借入金			
前払金				仮受金			
他会計区分貸付金				○○引当金			
仮払金				その他の流动負債			
その他の流动資産							
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借入金			
土地				長期運営資金借入金			
建物				他会計区分長期借入金			
基本財産特定預金				長期預り金			
				退職給与引当金			
				○○引当金			
				その他の固定負債			
その他の固定資産				負債の部の合計			
純資産の部				純資産の部			
基本金				基本金			
国庫補助金等特別積立金				国庫補助金等特別積立金			
その他の積立金				その他の積立金			
移行時特別積立金				移行時特別積立金			
○○積立金				○○積立金			
次期繰越活動収支差額				次期繰越活動収支差額			
次期繰越活動収支差額 (うち当期活動収支差額)				(うち当期活動収支差額)			
純資産の部の合計				純資産の部の合計			

資産の部合計				負債及び純資産の部合計		
--------	--	--	--	-------------	--	--

(注) 期末残高が予定されていない勘定科目は、省略した。

脚注

- | | |
|-------------------|---------|
| 1 減価償却費の累計額 | * * * 円 |
| 2 徴収不能引当金の額 | * * * 円 |
| 3 移行時特別積立預金の積立不足額 | * * * 円 |

資産の部合計				負債及び純資産の部合計		
--------	--	--	--	-------------	--	--

(注) 期末残高が予定されていない勘定科目は、省略した。

脚注

- | | |
|-------------------|---------|
| 1 減価償却費の累計額 | * * * 円 |
| 2 徴収不能引当金の額 | * * * 円 |
| 3 移行時特別積立預金の積立不足額 | * * * 円 |

別紙2-1

収支計算書勘定科目の説明

1 収入の部

勘定科目		説明
大区分	中区分	
<経常活動による収入>		
介護福祉施設介護料 収入	介護報酬収入	介護保険法の給付等に関する省令 ・告示に規定する介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算等をいう。
	利用者負担金収入	介護保険法の給付等に関する省令 ・告示に規定する介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算等の利用者負担額をいう。 なお、利用者負担額にかかる、公費・一般の区分については、小区分設定する。
居宅介護料収入 <u>(介護報酬収入)</u>	介護報酬収入	介護保険法の給付等に関する省令 ・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所者生活介護費等をいう。

別紙2-1

収支計算書勘定科目の説明

1 収入の部

勘定科目		説明
大区分	中区分	
<経常活動による収入>		
介護福祉施設介護料 収入	介護報酬収入 利用者負担金収入 <u>基本食事サービス料 収入</u>	介護保険法の給付等に関する省令 ・告示に規定する介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算等をいう。 <u>(基本食事サービス費については、平成17年9月30日までの収益を計上すること。</u> なお、平成17年10月1日以後開始する事業年度からは、この勘定科目の設定はない)
居宅介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	介護保険法の給付等に関する省令 ・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費等をいう。

	<u>介護予防報酬収入</u>	<u>介護保険法の給付等に関する省令</u> ・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所者生活介護費等をいう。		
(利用者負担金収入)	<u>介護負担金収入</u>	<u>介護保険法の給付等に関する省令</u> ・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所者生活介護費等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額にかかる、公費・一般の区分については、小区分設定する。		
	<u>介護予防負担金収入</u>	<u>介護保険法の給付等に関する省令</u> ・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所者生活介護費等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額にかかる、公費・一般の区分については、小区分設定する。		
<u>措置費収入</u>	<u>事務費収入</u>	<u>老人福祉法に規定する措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。</u>		
	<u>事業費収入</u>	<u>老人福祉法に規定する措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。</u>		
居宅介護支援介護料	居宅介護支援介護料	介護保険法の給付等に関する省令	居宅介護支援介護料	居宅介護支援介護料
			介護保険法の給付等に関する省令	

収入	収入 <u>介護予防支援介護料収入</u> ・告示に規定する居宅介護支援費をいう。 <u>介護保険法の給付等に関する省令</u> ・告示に規定する介護予防支援費をいう。	収入	収入 利用者等利用料収入 介護福祉施設利用料収入 ・告示において支払いを受けることができることとされている理美容料、日常生活サービス料等をいう。
利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入 <u>介護保険法の給付等に関する省令</u> ・告示において支払いを受けることができることとされている理美容料、日常生活サービス料等をいう。	利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入 <u>特別な室料、特別な食事、理美容料、日常生活サービス料等</u> をいう。
	居宅介護サービス利用料収入 <u>介護保険法の給付等に関する省令</u> ・告示において支払いを受けることができることとされている送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等をいう。	居宅介護サービス利用料収入	<u>特別な室料、特別な食事、送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等</u> をいう。
食費収入	指定介護老人福祉施設の入所者又は入居者（以下「入所者等」という。）並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所等の利用者が支払う食費（ケアハウスの生活費として処理されるものを除く。）、食費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な食事料をいう。なお、食費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等については小区分設定する。	食費収入	指定介護老人福祉施設の入所者又は入居者（以下「入所者等」という。）並びに指定通所介護事業所及び指定短期入所生活介護事業所の利用者が支払う食費、食費に係る特定入所者介護サービス費をいう。なお、食費に係る特定入所者介護サービス費については小区分設定する。 <u>（平成17年10月1日から計上すること。）</u>
居住費収入	指定介護老人福祉施設の入所者等が支払う居住費、指定短期入所生	居住費収入	指定介護老人福祉施設の入所者等が支払う居住費、指定短期入所生

		<p><u>活介護事業所の利用者が支払う滞在費、指定特定施設入居者生活介護事業所等の利用者が支払う家賃又は宿泊費（ケアハウスの管理費として処理されるものを除く。）、居住費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な室料をいう。なお、居住費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等については小区分設定する。</u></p>		<p><u>活介護事業所の利用者が支払う滞在費及び居住費に係る特定入所者介護サービス費をいう。なお、居住費に係る特定入所者介護サービス費については小区分設定する。（平成17年10月1日から計上すること。）</u></p>
	管理費収入	<p>軽費老人ホーム（ケアハウスに限る。）等における管理費収入（一括徴収の償却額を含む。）をいう。</p>	管理費収入	<p>軽費老人ホーム（ケアハウスに限る。）等における管理費収入（一括徴収の償却額を含む。）をいう。</p>
	その他の利用料収入	<p>前記のいずれの利用料にも属さない利用者等からの利用料をいう。なお、軽費老人ホームにあっては、費用徴収額を含むものとする。</p>	その他の利用料収入	<p>前記のいずれの利用料にも属さない利用者等からの利用料をいう。なお、軽費老人ホームにあっては、費用徴収額を含むものとする。</p>
その他の事業収入	補助金収入	<p>介護保険法に基づく又は関連する事業<u>に対して交付される地方公共団体等からの補助金等</u>の事業収入をいう。</p>	その他の事業収入 補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入	<p>介護保険法に基づく又は関連する事業<u>であって、施設又は事業所で行うことが認められる補助金等の事業及び介護保険関連の受託事業収益</u>をいう。</p>
	市町村特別事業収入	<p><u>介護保険法第62条に規定する市町村特別給付による収入をいう。</u></p>		
	受託収入	<p><u>介護保険法に基づく又は関連する受託事業収入をいう。</u></p>		
	その他の事業収入	<p><u>介護保険事業と一体的に行われる障害者自立支援法に基づく居宅介</u></p>		

		<u>護サービス費、訪問看護療養費等に係る収入をいう。</u>			
寄付金収入	寄付金収入	経常経費に対する寄付金及び寄付物品をいう。	寄付金収入	寄付金収入	経常経費に対する寄付金及び寄付物品をいう。
借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入	設備（施設整備及び設備整備）資金借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等による収入をいう。	借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入	設備（施設整備及び設備整備）投資借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等による収入をいう。
受取利息配当金収入	受取利息配当金収入	預貯金、有価証券等の利息及び配当金等の収入をいう。	受取利息配当金収入	受取利息配当金収入	預貯金、有価証券等の利息及び金等の収入をいう。
<u>事業外収入</u>	<u>受入研修費収入 職員等給食費収入</u>	<u>受入研修費収入、職員等給食費収入等、事業に付随して生ずる事業外の収入をいう。</u>			
雑収入	雑収入	前記のいずれの勘定科目にも属さない収入をいう。	雑収入		前記のいずれの勘定科目にも属さない収入をいう。

<施設整備等による収入>

設備資金借入金収入	設備資金借入金収入	設備（施設整備及び設備整備）資金に係る独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の受入額をいう。	設備資金借入金収入	設備資金借入金収入	設備（施設整備及び設備整備）資金のための独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の受入額をいう。
施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入	設備（施設整備及び設備整備）に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。	施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入	施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等による収入をいう。
施設整備等寄付金収入	施設整備等寄付金収入	設備（施設整備及び設備整備）に係る寄付金収入をいう。	施設整備等寄付金収入	施設整備等寄付金収入	施設整備及び設備整備に係る寄付金をいう。
固定資産売却収入	器具及び備品売却収入	器具及び備品を売却した場合の売	固定資産売却収入	器具及び備品売却収入	器具及び備品を売却した場合の売

	入 車両運搬具売却収入 ○○売却収入	却収入をいう。 車両運搬具を売却した場合の売却収入をいう。 売却資産の名称等売却の内容を示す名称を付した科目で記載する。		入 車両運搬具売却収入 ○○売却収入	却収入をいう。 車両運搬具を売却した場合の売却収入をいう。 売却資産の名称等売却の内容を示す名称を付した科目で記載する。
<財務活動等による収入>					
長期運営資金借入金 収入	運転資金借入金収入	長期運営資金（設備資金を除く。） のための借入金の受入額をいう。	長期運営資金借入金 収入	運転資金借入金収入	長期運営資金（設備資金を除く。） のための借入金の受入額をいう。
投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	投資有価証券を売却した場合の売却収入をいう。	投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	投資有価証券を売却した場合の売却収入をいう。
設備資金借入金元金 償還補助金収入	設備資金借入金元金 償還補助金収入	施設整備及び設備整備に係る補助金等のうち、実質的に設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金に対する元金償還の補助に相当する補助金等収入をいう。	設備資金借入金元金 償還補助金収入	設備資金借入金元金 償還補助金収入	施設整備及び設備整備に係る補助金等のうち、実質的に設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金に対する元金償還の補助に相当する補助金等収入をいう。
設備資金借入金元金 償還寄付金収入	設備資金借入金元金 償還寄付金収入	設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金に対する元金償還を目的とした寄付金をいう。	設備資金借入金元金 償還寄付金収入	設備資金借入金元金 償還寄付金収入	設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金に対する元金償還を目的とした寄付金をいう。
長期運営資金借入金 元金償還寄付金収入	長期運営資金借入金 元金償還寄付金収入	長期運営資金の借入金に対する元金償還を目的とした寄付金をいう。	長期運営資金元金償 還寄付金収入	長期運営資金元金償 還寄付金収入	長期運営資金の借入金に対する元金償還を目的とした寄付金をいう。
積立預金取崩収入	移行時特別積立預金 取崩収入 ○○積立預金取崩収 入	移行時特別積立預金の取崩収入を いう。 積立預金の取崩収入をいう。なお、 積立預金の名称を付した科目で記 載する。	積立預金取崩収入	移行時特別積立預金 取崩収入 ○○積立預金取崩収 入	移行時特別積立預金の取崩収入を いう。 積立預金の取崩収入をいう。なお、 積立預金の名称を付した科目で記 載する。

他会計区分繰入金収入	他会計区分繰入金収入	他の会計区分からの繰入金収入をいう。	他会計区分繰入金収入	他会計区分繰入金収入	他の会計区分からの繰入金収入をいう。
<u>他会計区分長期借入金収入</u>	<u>他会計区分長期借入金収入</u>	<u>他の会計区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。</u>			
<u>他会計区分長期貸付金回収金収入</u>	<u>他会計区分長期貸付金回収金収入</u>	<u>他の会計区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。</u>			
会計区分外繰入金収入	会計区分外繰入金収入	他の会計区分以外からの繰入金収入をいう。	会計区分外繰入金収入	会計区分外繰入金収入	他の会計区分以外からの繰入金収入をいう。
その他の収入	その他の収入	前記のいずれの勘定科目にも属さない特別収入をいう。	その他の収入	その他の収入	前記のいずれの勘定科目にも属さない特別収入をいう。

2 支出の部

勘 定 科 目		説 明
大区分	中区分	
<u><経 常 活 動 に よ る 支 出></u>		
人件費支出	役員報酬	法人役員に支払う報酬、諸手当をいう。
	職員俸給	常勤職員に支払う俸給をいう。
	職員諸手当	常勤職員に支払う諸手当をいう。
	非常勤職員給与	非常勤職員に支払う給与をいう。
	退職金	法人又は施設等の職員退職給与制度により退職給与として支払う金額をいう。

2 支出の部

勘 定 科 目		説 明
大区分	中区分	
<u><経 常 活 動 に よ る 支 出></u>		
人件費支出	役員報酬	法人役員に支払う報酬、諸手当をいう。
	職員俸給	常勤職員に支払う俸給をいう。
	職員諸手当	常勤職員に支払う諸手当をいう。
	非常勤職員給与	非常勤職員に支払う給与をいう。
	退職金	法人又は施設等の職員退職給与制度により退職給与として支払う金額をいう。

	退職共済掛金	法人又は施設等が加入している退職共済制度に基づいて法人又は施設等が負担する掛金をいう。		退職共済掛金	法人又は施設等が加入している退職共済制度に基づいて法人又は施設等が負担する掛金をいう。
	法定福利費	法令に基づいて事業主が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。		法定福利費	法令に基づいて事業主が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。
経費支出 (直接介護支出)	給食材料費	食材及び食品の費用をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあっては、材料費を計上すること。	経費支出 (直接介護支出)	給食材料費	食材及び食品の費用をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあっては、材料費を計上すること。
	介護用品費	利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の費用をいう。		介護用品費	利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の費用をいう。
	教養娯楽費	利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための費用をいう。		教養娯楽費	利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための費用をいう。
	医薬品費	利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品、衛生材料等の費用をいう。		医薬品費	利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品、衛生材料等の費用をいう。
	日用品費	利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品（介護用品を除く。）の費用をいう。		日用品費	利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品（介護用品を除く。）の費用をいう。
	被服費	利用者の衣類、寝具等（介護用品及び日用品を除く。）の購入のための費用をいう。		被服費	利用者の衣類、寝具等（介護用品及び日用品を除く。）の購入のための費用をいう。

	消耗器具備品費	利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない費消額をいう。		消耗器具備品費	利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で固定資産の購入に該当しない費消額をいう。
	保健衛生費	利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する費用及び医療機関で診療を受けたときの費用をいう。		保健衛生費	利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する費用及び医療機関で診療を受けたときの費用をいう。
	車輌費	乗用車、送迎用自動車等の燃料費、車輌検査等の費用をいう。		車輌費	乗用車、送迎用自動車等の燃料費、車輌検査等の費用をいう。
	光熱水費	電気、ガス、水道等の使用料をいう。		光熱水費	電気、ガス、水道等の使用料をいう。
	燃料費	灯油、重油等の燃料費（自動車等の燃料費を除く。）をいう。		燃料費	灯油、重油等の燃料費（自動車等の燃料費を除く。）をいう。
	本人支給金	利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための費用をいう。		本人支給金	利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための費用をいう。
	葬祭費	利用者が死亡したときの葬祭に要する費用をいう。		葬祭費	利用者が死亡したときの葬祭に要する費用をいう。
(一般管理支出)	福利厚生費	役員・職員の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。	(一般管理支出)	福利厚生費	役員・職員の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。
	旅費交通費	業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費をいう。		旅費交通費	業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費をいう。
	研修費	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用をいう。		研修費	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用をいう。

通信運搬費	電話、電報、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。	通信運搬費	電話、電報、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。
事務消耗品費	事務用に必要な器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの費消額をいう。	事務消耗品費	事務用に必要な器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの費消額をいう。
印刷製本費	事務用に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する費用をいう。	印刷製本費	事務用に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する費用をいう。
広報費	施設及び事業所の広告料、パンフレット作成等に要する費用をいう。	広報費	施設及び事業所の広告料、パンフレット作成等に要する費用をいう。
会議費	会議時における茶菓子代、食事代等の費用をいう。	会議費	会議時における茶菓子代、食事代等の費用をいう。
修繕費	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。	修繕費	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
保守料	建物附属設備、各種機器等の保守・点検料等をいう。	保守料	建物附属設備、各種機器等の保守・点検料等をいう。
賃借料	器具備品等のリース料・レンタル料、事業所等の借上等の賃料をいう。	賃借料	器具備品等のリース料・レンタル料、事業所等の借上等の賃料をいう。
保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険料等の費用をいう。	保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険料等の費用をいう。

	渉外費	創立記念日等の式典、慶弔、広報活動（広報費に属する費用を除く。）等に要する費用をいう。		渉外費	創立記念日等の式典、慶弔、広報活動（広報費に属する費用を除く。）等に要する費用をいう。
	諸会費	各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の費用をいう。		諸会費	各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の費用をいう。
	租税公課	施設又は事務所が負担する租税公課をいう。		租税公課	施設又は事務所が負担する租税公課をいう。
	委託費	洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食材料費を除く。）など施設の業務の一部を他に委託するための費用（保守料を除く。）をいう。		委託費	洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食材料費を除く。）など施設の業務の一部を他に委託するための費用（保守料を除く。）をいう。
	雑費	前記のいずれの勘定科目にも属さない費用をいう。		雑費	前記のいずれの勘定科目にも属さない費用をいう。
利用者負担軽減額	利用者負担軽減額	利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう。	利用者負担軽減額	利用者負担軽減額	利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう。
<u>徴収不能額</u>	<u>徴収不能額</u>	<u>金銭債権の内徴収不能額として処理した額をいう。</u>			
借入金利息支出	借入金利息	施設整備等資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息をいう。	借入金利息支出	借入金利息	施設整備等資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息をいう。
<u>事業外支出</u>	<u>職員等給食費</u>	<u>職員、来訪者等に係る食材及び食品の費用をいう。</u>			
	<u>その他の事業活動外支出</u>	<u>その他事業に付随して生ずる事業外収入に対応する支出をいう。</u>			

<u>雑支出</u>	<u>雑支出</u>	前記のいずれの勘定科目にも属さない経常支出をいう。		
<施設整備等による支出>				
固定資産取得支出	土地取得支出	土地を取得するための支出をいう。	固定資産取得支出	土地取得支出
	建物取得支出	建物を取得するための支出をいう。		建物取得支出
	器具及び備品取得支出	固定資産に計上される器具及び備品を取得するための支出をいう。		器具及び備品取得支出
	車輌運搬具取得支出	車輌運搬具を取得するための支出をいう。		車輌運搬具取得支出
	○○取得支出	取得資産等の内容を示す名称を付した科目で記載する。		○○取得支出
<u>固定資産除却・廃棄支出</u>	<u>固定資産除却・廃棄支出</u>	<u>建物取壊費用の他、固定資産の除却、廃棄等に係る費用をいう。</u>		
<財務活動等による支出>				
設備資金借入金元金償還金支出	設備資金借入金元金償還金支出	設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金による元金償還額をいう。	設備資金借入金元金償還金支出	設備資金借入金元金償還金支出
長期運営資金借入金元金償還金支出	長期運営資金借入金元金償還金支出	長期運営資金（設備資金を除く。）の借入金による元金償還額をいう。	長期運営資金借入金元金償還金支出	長期運営資金借入金元金償還金支出
投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出	投資有価証券を取得するための支出をいう。	投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出
積立預金支出	○○積立預金支出	積立預金への積立による支出をいう。なお、積立預金の目的を示す	積立預金支出	○○積立預金支出

		名称を付した科目で記載する。			名称を付した科目で記載する。
他会計区分繰入金支出	他会計区分繰入金支出	他の会計区分への繰入金支出をいう。	他会計区分繰入金支出	他会計区分繰入金支出	他の会計区分への繰入金支出をいう。
<u>他会計区分長期貸付金支出</u>	<u>他会計区分長期貸付金支出</u>	<u>他の会計区分に対し長期に貸し付けた資金支出をいう。</u>			
<u>他会計区分長期借入金償還金支出</u>	<u>他会計区分長期借入金償還金支出</u>	<u>他の会計区分から長期に借り入れた資金の返済に係る支出をいう。</u>			
会計区分外繰入金支出	会計区分外繰入金支出	他の会計区分以外への繰入金支出をいう。	会計区分外繰入金支出	会計区分外繰入金支出	他の会計区分以外への繰入金支出をいう。
その他の支出	その他の支出	前記のいずれの勘定科目にも属しない支出をいう。	その他の支出	その他の支出	前記のいずれの勘定科目にも属しない支出をいう。

事業活動計算書勘定科目の説明

1 収入の部

勘定科目		説明
大区分	中区分	
<事業活動収入>		
介護福祉施設介護料 収入	介護報酬収入	介護保険法の給付等に関する省令 ・告示に規定する介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算等をいう。
	利用者負担金収入	介護保険法の給付等に関する省令 ・告示に規定する介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算等の利用者負担額をいう。 なお、利用者負担額にかかる、公費・一般の区分については、小区分設定する。

事業活動計算書勘定科目の説明

1 収入の部

勘定科目		説明
大区分	中区分	
<事業活動収入>		
介護福祉施設介護料 収入	介護報酬収入 利用者負担金収入 <u>基本食事サービス料 収入</u>	介護保険法の給付等に関する省令 ・告示に規定する介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算等をいう。 <u>(基本食事サービス費について平成17年9月30日までの収益を計上すること)</u> なお、平成17年10月1日以後開始する事業年度からは、この勘定科目の設定はない)

居宅介護料収入 <u>(介護報酬収入)</u>	介護報酬収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所者生活介護費等をいう。	居宅介護料収入 利用者負担金収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所者生活介護費等をいう。
	<u>介護予防報酬収入</u>	<u>介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所者生活介護費等をいう。</u>			
<u>(利用者負担金収入)</u>	介護負担金収入	<u>介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所者生活介護費等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額にかかる、公費・一般の区分については、小区分設定する。</u>	介護報酬収入 利用者負担金収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所者生活介護費等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額にかかる、公費・一般の区分については、小区分設定する。	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所者生活介護費等をいう。
	<u>介護予防負担金収入</u>	<u>介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所者生活介護費等の利用者負担額をいう。なお、利用者負担額にかかる、公費・一般の区分については、小区分設定する。</u>			
<u>措置費収入</u>	<u>事務費収入</u>	<u>老人福祉法に規定する措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。</u>			

	<u>事業費収入</u>	<u>老人福祉法に規定する措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。</u>		
居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する居宅介護支援費をいう。	居宅介護支援介護料収入	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する居宅介護支援費をいう。
	<u>介護予防支援介護料収入</u>	<u>介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防支援費をいう。</u>		
利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入	<u>介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている理美容料、日常生活サービス料等をいう。</u>	利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入 <u>特別な室料、特別な食費、理美容、日常生活サービス料等をいう。</u>
	居宅介護サービス利用料収入	<u>介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等をいう。</u>	居宅介護サービス利用料収入	<u>特別な室料、特別な食費、送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等をいう。</u>
食費収入		<u>指定介護老人福祉施設の入所者等並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所等の利用者が支払う食費（ケアハウス生活費として処理されるものを除く。）、食費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な食事料をいう。なお、食費に係る特定入所者介護サービス</u>	食費収入	<u>指定介護老人福祉施設の入所者等並びに指定通所介護事業所及び指定短期入所生活介護事業所の利用者が支払う食費、食費に係る特定入所者介護サービス費をいう。な、食費に係る特定入所者介護サービス費については小区分設定する。（平成17年10月1日から計上すること。）</u>

		<p>費、<u>生活保護の公費請求分等</u>については小区分設定する。</p>		
	居住費収入	<p>指定介護老人福祉施設の入所者等が支払う居住費、指定短期入所生活介護事業所の利用者が支払う滞在費、<u>指定特定施設入居者生活介護事業所等</u>の利用者が支払う家賃又は宿泊費（ケアハウスの管理費として処理されるものを除く。）、居住費に係る特定入所者介護サービス費、<u>利用者が選定した特別な室料</u>をいう。なお、居住費に係る特定入所者介護サービス費、<u>生活保護の公費請求分等</u>については小区分設定する。</p>	居住費収入	<p>指定介護老人福祉施設の入所者等が支払う居住費、指定短期入所生活介護事業所の利用者が支払う滞在費及び居住費に係る特定入所者介護サービス費をいう。なお、居住費に係る特定入所者介護サービス費についても小区分設定する。 <u>（平成17年10月1日から計上すること。）</u></p>
	管理費収入	<p>軽費老人ホーム（ケアハウスに限る。）等における管理費収入（一括徴収の償却額を含む。）をいう。</p>	管理費収入	<p>軽費老人ホーム（ケアハウスに限る。）等における管理費収入（一括徴収の償却額を含む。）をいう。</p>
	その他の利用料収入	<p>前記のいずれの利用料にも属さない利用者等からの利用料をいう。なお、軽費老人ホームにあっては、費用徴収額を含むものとする。</p>	その他の利用料収入	<p>前記のいずれの利用料にも属さない利用者等からの利用料をいう。なお、軽費老人ホームにあっては、費用徴収額を含むものとする。</p>
その他の事業収入	補助金収入	<p>介護保険法に基づく又は関連する事業に<u>対して交付される地方公共団体等</u>からの補助金等をいう。</p>	その他の事業収入	<p>介護保険法に基づく又は関連する事業に<u>対して交付される地方公共団体等</u>からの補助金等をいう。</p>
	市町村特別事業収入	<p><u>介護保険法第62条に規定する市町村特別給付による収入</u>をいう。</p>	補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入	<p>介護保険法に基づく又は関連する事業に<u>対して交付される地方公共団体等</u>からの補助金等をいう。</p>
	受託収入	<p>介護保険法に基づく又は関連する</p>		

		<u>受託事業収入</u> をいう。			
	<u>その他の事業収入</u>	<u>介護保険事業と一体的に行われる障害者自立支援法に基づく居宅介護サービス費、訪問看護療養費等に係る収入</u> をいう。			
<u>その他の収入</u>	<u>その他の収入</u>	<u>前記のいずれの勘定科目にも属しない事業関連収入</u> をいう。			
国庫補助金等特別積立金取崩額 (介護報酬査定減)	国庫補助金等特別積立金取崩額	国庫補助金等の支出対象経費の費用化（主として減価償却費）に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。	国庫補助金等特別積立金取崩額 (介護報酬査定減)	国庫補助金等特別積立金取崩額	国庫補助金等の支出対象経費の費用化（主として減価償却費）に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
<u>〈事業活動外収入〉</u>					
借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入	設備 <u>(施設整備及び設備整備)資金</u> 借入金利息に係る地方公共団体からの <u>補助金等による</u> 収入をいう。	借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入	設備 <u>投資</u> 借入金利息に係る地方公共団体からの補助金収入をいう。
受取利息配当金	受取利息配当金	預貯金、有価証券等の利息及び配当金等の収入をいう。	受取利息配当金	受取利息配当金	預貯金、有価証券、 <u>貸付金</u> 等の利息及び配当金等の収入をいう。
有価証券売却益	有価証券売却益	有価証券（投資有価証券を含む。）を売却した場合の売却益をいう。	有価証券売却益	有価証券売却益	有価証券（投資有価証券を含む。）を売却した場合の売却益をいう。
寄付金収入	寄付金収入	経常経費に対する寄付金及び寄付物品をいう。	寄付金収入	寄付金収入	経常経費に対する寄付金及び寄付物品をいう。

<u>その他の事業活動外収入</u>	<u>受入研修費収入</u> <u>職員等給食費収入</u>	<u>受入研修費収入、職員等給食費収入等、事業に付隨して生ずる事業外の収入をいう。</u>			
雑収入	雑収入	前記のいずれの勘定科目にも属さない事業外収入をいう。	雑収入	雑収入	前記のいずれの勘定科目にも属さない事業外収入をいう。
<u>〈特別収入〉</u>					
施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入	<u>設備（施設整備及び設備整備）に係る地方公共団体等からの補助金収入をいう。</u>	施設整備等補助金収入	<u>施設整備補助金収入</u> <u>設備整備補助金収入</u>	<u>施設整備に係る地方公共団体等からの補助金収入をいう。</u> <u>設備整備に係る地方公共団体等からの補助金収入をいう。</u>
	設備資金借入金元金償還補助金収入	<u>設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金に対する元金償還の補助金のうち、実質的に施設整備費補助に相当する補助金等収入をいう。</u>		設備資金借入金元金償還補助金収入	<u>設備（施設整備及び設備整備）資金に係る補助金のうち、実質的に施設整備費補助に相当する補助金収入をいう。</u>
施設整備等寄付金収入	施設整備等寄付金収入	<u>設備（施設整備及び設備整備）に係る寄付金収入をいう。</u>	施設整備等寄付金収入	施設整備等寄付金収入	<u>施設整備及び設備整備に係る寄付金をいう。</u>
	設備資金借入金元金償還寄付金収入	<u>設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金の元金償還を目的とした寄付金をいう。</u>		設備資金借入金元金償還寄付金収入	<u>設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金の償還に係る寄付金をいう。</u>
	<u>長期運営資金借入金元金償還寄付金収入</u>	<u>長期運営資金の借入金に対する元金償還を目的とした寄付金をいう。</u>			
固定資産受贈額	○○受贈額	土地など固定資産の受贈額をいう。なお、受贈の内容を示す名称を付した科目で記載する。	固定資産受贈額	○○受贈額	土地など固定資産の受贈額をいう。なお、受贈の内容を示す名称を付した科目で記載する。

固定資産売却益	器具及び備品売却益	器具及び備品を売却した場合の売却益をいう。	固定資産売却益	器具及び備品売却益	器具及び備品を売却した場合の売却益をいう。
	車輌運搬具売却益	車輌運搬具を売却した場合の売却益をいう。		車輌運搬具売却益	車輌運搬具を売却した場合の売却益をいう。
	○○売却益	売却資産の名称等売却の内容を示す名称を付した科目で記載する。		○○売却益	売却資産の名称等売却の内容を示す名称を付した科目で記載する。
国庫補助金等特別積立金取崩額	国庫補助金等特別積立金取崩額	国庫補助金等により取得した固定資産の廃棄等に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。	国庫補助金等特別積立金取崩額	国庫補助金等特別積立金取崩額	国庫補助金等により取得した固定資産の廃棄等に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
他会計区分繰入金収入	他会計区分繰入金収入	他の会計区分からの繰入金収入をいう。	他会計区分繰入金収入	他会計区分繰入金収入	他の会計区分からの繰入金収入をいう。
会計区分外繰入金収入	会計区分外繰入金収入	他の会計区分以外からの繰入金収入をいう。	会計区分外繰入金収入	会計区分外繰入金収入	他の会計区分以外からの繰入金収入をいう。
その他の特別収入	<u>徴収不能引当金戻入</u>	<u>徴収不能引当金の差額計上方式における戻入額をいう。</u>	その他の特別収入	その他の特別収入	前記のいずれかの勘定科目にも属さない特別収入をいう。
	その他の特別収入	前記のいずれかの勘定科目にも属さない特別収入をいう。			

2 支出の部

勘 定 科 目		説 明
大区分	中区分	
<事業活動支出>		
人件費	役員報酬	法人役員に支払う報酬、諸手当をいう。

2 支出の部

勘 定 科 目		説 明
大区分	中区分	
<事業活動支出>		
人件費	役員報酬	法人役員に支払う報酬、諸手当をいう。

職員俸給	常勤職員に支払う俸給をいう。	職員俸給	常勤職員に支払う俸給をいう。
職員諸手当	常勤職員に支払う諸手当をいう。	職員諸手当	常勤職員に支払う諸手当をいう。
非常勤職員給与	非常勤職員に支払う給与をいう。	非常勤職員給与	非常勤職員に支払う給与をいう。
退職金	法人又は施設等の職員退職給与制度により退職給与として支払う金額をいう。	退職金	法人又は施設等の職員退職給与制度により退職給与として支払う金額をいう。
退職共済掛金	法人又は施設等が加入している退職共済制度に基づいて法人又は施設等が負担する掛金をいう。	退職共済掛金	法人又は施設等が加入している退職共済制度に基づいて法人又は施設等が負担する掛金をいう。
法定福利費	法令に基づいて事業主が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。	法定福利費	法令に基づいて事業主が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。
経費 (直接介護費)	給食材料費 食材及び食品の費用をいう。(なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあっては、材料費を計上すること。)	経費 (直接介護費)	給食材料費 食材及び食品の費用をいう。(なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあっては、材料費を計上すること。)
介護用品費	利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の費用をいう。	介護用品費	利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の費用をいう。
教養娯楽費	利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための費用をいう。	教養娯楽費	利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための費用をいう。
医薬品費	利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品、衛生材料等の費用をいう。	医薬品費	利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品、衛生材料等の費用をいう。

日用品費	利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品（介護用品を除く。）の費用をいう。	日用品費	利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品（介護用品を除く。）の費用をいう。
被服費	利用者の衣類、寝具等（介護用品及び日用品を除く。）の購入のための費用をいう。	被服費	利用者の衣類、寝具等（介護用品及び日用品を除く。）の購入のための費用をいう。
消耗器具備品費	利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない費消額をいう。	消耗器具備品費	利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない費消額をいう。
保健衛生費	利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する費用及び医療機関で診療を受けたときの費用をいう。	保健衛生費	利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する費用及び医療機関で診療を受けたときの費用をいう。
車輌費	乗用車、送迎用自動車等の燃料費、車輌検査等の費用をいう。	車輌費	乗用車、送迎用自動車等の燃料費、車輌検査等の費用をいう。
光熱水費	電気、ガス、水道等の使用料をいう。	光熱水費	電気、ガス、水道等の使用料をいう。
燃料費	灯油、重油等の燃料費（自動車等の燃料費を除く。）をいう。	燃料費	灯油、重油等の燃料費（自動車等の燃料費を除く。）をいう。
本人支給金	利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための費用をいう。	本人支給金	利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための費用をいう。
葬祭費	利用者が死亡したときの葬祭に要する費用をいう。	葬祭費	利用者が死亡したときの葬祭に要する費用をいう。

(一般管理費)	福利厚生費	役員・職員の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。	(一般管理費)	福利厚生費	役員・職員の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。
	旅費交通費	業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費をいう。		旅費交通費	業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費をいう。
	研修費	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用をいう。		研修費	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用をいう。
	通信運搬費	電話、電報、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。		通信運搬費	電話、電報、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。
	事務消耗品費	事務用に必要な器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの費消額をいう。		事務消耗品費	事務用に必要な器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの費消額をいう。
	印刷製本費	事務用に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する費用をいう。		印刷製本費	事務用に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する費用をいう。
	広報費	施設及び事業所の広告料、パンフレット作成等に要する費用をいう。		広報費	施設及び事業所の広告料、パンフレット作成等に要する費用をいう。
	会議費	会議時における茶菓子代、食事代等の費用をいう。		会議費	会議時における茶菓子代、食事代等の費用をいう。
	修繕費	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。		修繕費	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
	保守料	建物付属設備、各種機器等の保守		保守料	建物付属設備、各種機器等の保守

		・点検料等をいう。			・点検料等をいう。
賃借料		器具備品等のリース料・レンタル料、事業所等の借上等の賃料をいう。	賃借料		器具備品等のリース料・レンタル事業所等の借上等の賃料をいう。
保険料		火災保険料、自動車損害賠償責任保険料等の費用をいう。	保険料		火災保険料、自動車損害賠償責任保険料等の費用をいう。
渉外費		創立記念日等の式典、慶弔、広報活動（広報費に属する費用を除く。）等に要する費用をいう。	渉外費		創立記念日等の式典、慶弔、広報活動（広報費に属する費用を除く。）等に要する費用をいう。
諸会費		各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の費用をいう。	諸会費		各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の費用をいう。
租税公課		施設又は事務所が負担する租税公課をいう。	租税公課		施設又は事務所が負担する租税公課をいう。
委託費		洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食材料費を除く。）など施設の業務の一部を他に委託するための費用（保守料を除く。）をいう。	委託費		洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食材料費を除く。）など施設の業務の一部を他に委託するための費用（保守料を除く。）をいう。
雑費		前記のいずれの勘定科目にも属さない費用をいう。	雑費		前記のいずれの勘定科目にも属さない費用をいう。
利用者負担軽減額	利用者負担軽減額	利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう。	利用者負担軽減額		利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう。
減価償却費	減価償却費	固定資産の減価償却の額をいう。	減価償却費		固定資産の減価償却の額をいう。
徴収不能額	徴収不能額	金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。	徴収不能額		金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。

引当金繰入	徴収不能引当金繰入	徴収不能引当金に繰入れる額をいう。
	賞与引当金繰入	賞与引当金に繰入れる額をいう。
	退職給与引当金繰入	退職給与引当金に繰入れる額をいう。

<事業活動外支出>

借入金利息	借入金利息	設備資金借入金、長期運営資金及び短期運営資金借入金の利息をいう。
有価証券売却損	有価証券売却損	有価証券（投資有価証券を含む。）を売却した場合の売却損をいう。
資産評価損	資産評価損	資産の時価の著しい下落に伴い、その回復が可能であると認められない場合に当該資産に対して計上する評価損をいう。
<u>その他事業活動外支出</u>	<u>職員等給食費</u>	<u>職員、来訪者等に係る食材及び食品の費用をいう。</u>
	<u>その他の事業活動外支出</u>	<u>その他介護保険事業に付随して生ずる事業活動外収入に対応する支出をいう。</u>
雑損失	雑損失	前記のいずれの勘定科目にも属しない事業活動外支出をいう。

<特別支出>

基本金組入額	基本金組入額	第2の8の(1)のアの(ア)から(ウ)までに定められた基本金の組入額をいう。

国庫補助金等特別積立金繰入額	国庫補助金等特別積立金繰入額	第2の8の(2)のアに定められた国庫補助金等を特別積立金に繰り入れた額をいう。	国庫補助金等特別積立金繰入額	国庫補助金等特別積立金繰入額	第2の8の(2)のアに定められた国庫補助金等を特別積立金に繰り入れた額をいう。
固定資産除売却損	<u>建物売却損・処分損</u>	<u>建物を除却又は売却した場合の処分損をいう。</u>	固定資産除売却損		
	器具及び備品売却損・処分損	器具及び備品を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。		器具及び備品売却損・処分損	器具及び備品を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
	車輌運搬具売却損・処分損	車輌運搬具を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。		車輌運搬具売却損・処分損	車輌運搬具を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
	<u>その他の固定資産売却損・処分損</u>	<u>上記以外の固定資産を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。</u>			
他会計区分繰入金支出	他会計区分繰入金支出	他の会計区分への繰入金支出をいう。	他会計区分繰入金支出	他会計区分繰入金支出	他の会計区分への繰入金支出をいう。
会計区分外繰入金支出	会計区分外繰入金支出	他の会計区分以外への繰入金支出をいう。	会計区分外繰入金支出	会計区分外繰入金支出	他の会計区分以外への繰入金支出をいう。
その他の特別損失	その他の特別損失	前記のいずれの勘定科目にも属さない特別損失をいう。	その他の特別損失	その他の特別損失	前記のいずれの勘定科目にも属さない特別損失をいう。

勘定科目		説明
大区分	中区分	
基本金取崩額	基本金取崩額	第2の8の(1)のカに定められた基本金の取崩額をいう。
基本金組入額	基本金組入額	第2の8の(1)のアの(エ)に

勘定科目		説明
大区分	中区分	
基本金取崩額	基本金取崩額	第2の8の(1)のカに定められた基本金の取崩額をいう。
基本金組入額	基本金組入額	第2の8の(1)のアの(エ)に

		定められた基本金の組入額をいう。		定められた基本金の組入額をいう。
その他の積立金取崩額	○○積立金取崩額	○○積立金取崩額 定められた基本金の組入額をいう。 移行時特別積立金の取崩額をいう。 その他の積立金の取崩額をいう。 なお、取り崩す積立金の名称を付した科目で記載する。	○○積立金取崩額	○○積立金取崩額 定められた基本金の組入額をいう。 移行時特別積立金の取崩額をいう。 その他の積立金の取崩額をいう。 なお、取り崩す積立金の名称を付した科目で記載する。
その他の積立金繰入額	○○積立金繰入額	○○積立金繰入額 第2の8の(3)に定められたその他の積立金に繰り入れた額をいう。なお、積立金の目的を示す名称を付した科目で記載する。	○○積立金繰入額	○○積立金繰入額 第2の8の(3)に定められたその他の積立金に繰り入れた額をいう。なお、積立金の目的を示す名称を付した科目で記載する。

別紙2-3

貸借対照表勘定科目的説明

1 資産の部

勘定科目		説明
大区分	中区分	
<資産の部>		
流动資産	現金預金	現金（硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書等）及び預貯金（当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等）をいう。
	有価証券	市場性のある有価証券で一時的に所有するものをいう。
	未収金	事業活動等に伴う収入のうち未回収の債権額をいう。
	未収補助金	施設整備、設備整備及び介護保険事業に係る補助金等の未収額をいう。
	貯蔵品	介護用品等で未使用の物品をいう。
	立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。
	前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。
	他会計区分貸付金	他の会計区分への貸付額をいう。

別紙2-3

貸借対照表勘定科目的説明

1 資産の部

勘定科目		説明
大区分	中区分	
<資産の部>		
流动資産	現金預金	現金（硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書等）及び預貯金（当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等）をいう。
	有価証券	市場性のある有価証券で一時的に所有するものをいう。
	未収金	事業活動等に伴う収入のうち未回収の債権額をいう。
	未収補助金	施設整備、設備整備及び介護保険事業に係る補助金等の未収額をいう。
	貯蔵品	介護用品等で未使用の物品をいう。
	立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。
	前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。
	他会計区分貸付金	他の会計区分への貸付額をいう。

固定資産 (基本財産)	会計区分外貸付金	他の会計区分以外への貸付額をいう。	固定資産 (基本財産)	会計区分外貸付金	他の会計区分以外への貸付額をいう。
	仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。		仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。
	その他の流動資産	前記のいずれの勘定科目にも属さない流動資産をいう。		その他の流動資産	前記のいずれの勘定科目にも属さない流動資産をいう。
		定款等において基本財産と定められた固定資産をいう。			定款等において基本財産と定められた固定資産をいう。
	土地	当該会計区分に帰属する土地をいう。		土地	当該会計区分に帰属する土地をいう。
	建物	当該会計区分に帰属する建物及び建物付属設備をいう。		建物	当該会計区分に帰属する建物及び建物付属設備をいう。
	基本財産特定預金	定款等に定められた基本財産として保有する現金預金等をいう。		基本財産特定預金	定款等に定められた基本財産として保有する現金預金等をいう。
		基本財産以外の固定資産をいう。			基本財産以外の固定資産をいう。
	土地	当該会計区分に帰属する土地をいう。		土地	当該会計区分に帰属する土地をいう。
	建物	当該会計区分に帰属する建物及び建物付属設備をいう。		建物	当該会計区分に帰属する建物及び建物付属設備をいう。
	構築物	当該会計区分に帰属する建物以外の土地に固着している建造物をいう。		構築物	当該会計区分に帰属する建物以外の土地に固着している建造物をいう。

機械及び装置	当該会計区分に帰属する機械及び装置をいう。	機械及び装置	当該会計区分に帰属する機械及び装置をいう。
車両運搬具	当該会計区分に帰属する送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。	車両運搬具	当該会計区分に帰属する送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。
器具及び備品	取得価額が10万円以上で、耐用年数が1年以上の器具及び備品をいう。	器具及び備品	取得価額が10万円以上で、耐用年数が1年以上の器具及び備品をいう。
建設仮勘定	建設又は製作中の固定資産にかかる支出額をいう。	建設仮勘定	建設又は製作中の固定資産にかかる支出額をいう。
権利	法律上又は契約上の権利をいう。	権利	法律上又は契約上の権利をいう。
投資有価証券	長期的に所有する有価証券で流動資産に属さないものをいう。	投資有価証券	長期的に所有する有価証券で流動資産に属さないものをいう。
<u>他会計区分長期貸付金</u>	<u>他の会計区分への貸付金で返済期限が長期であるものをいう。</u>		
移行時特別積立金預金	第3の8の(3)の預金をいう。	移行時特別積立金預金	第3の8の(3)の預金をいう。
移行時減価償却特別積立預金	第3の8の(4)の預金をいう。	移行時減価償却特別積立預金	第3の8の(4)の預金をいう。
○○積立預金	将来における特定の目的のために積立てた現金預金等をいう。なお、積立預金の目的を示す名称を付した科目で記載する。	○○積立預金	将来における特定の目的のために積立てた現金預金等をいう。なお、積立預金の目的を示す名称を付した科目で記載する。
その他の固定資産	前記のいずれの勘定科目にも属しない固定資産をいう。	その他の固定資産	前記のいずれの勘定科目にも属しない固定資産をいう。

2 負債及び純資産の部

勘定科目		説明
大区分	中区分	
<負債の部>		
流动負債	短期運営資金借入金	借入期間が1年以内の経常経費に係る借入債務をいう。
	未払金	事業活動等に伴う費用等の未払い債務をいう。
	施設整備等未払金	施設整備等の工事等に係る未払い債務(未払金に属する債務を除く。)をいう。
	預り金	各種の一時的な預り金額をいう。
	前受金	物品等の売却代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前受額をいう。
	他会計区分借入金	他の会計区分からの借入額をいう。
	会計区分外借入金	他の会計区分以外からの借入額をいう。
	仮受金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の収入金額を一時的に処理する科目をいう。
	○○引当金	1年以内に支出が見込まれ、その発生が当該会計年度の負担に属すべき金額で、その金額が合理的に

2 負債及び純資産の部

勘定科目		説明
大区分	中区分	
<負債の部>		
流动負債	短期運営資金借入金	借入期間が1年以内の経常経費に係る借入債務をいう。
	未払金	事業活動等に伴う費用等の未払い債務をいう。
	施設整備等未払金	施設整備等の工事等に係る未払い債務(未払金に属する債務を除く。)をいう。
	預り金	各種の一時的な預り金額をいう。
	前受金	物品等の売却代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前受額をいう。
	他会計区分借入金	他の会計区分からの借入額をいう。
	会計区分外借入金	他の会計区分以外からの借入額をいう。
	仮受金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の収入金額を一時的に処理する科目をいう。
	○○引当金	1年以内に支出が見込まれ、その発生が当該会計年度の負担に属すべき金額で、その金額が合理的に

		見積もることができるものをいう。なお、引当ての目的を示す名称を付した科目で記載する。			見積もることができるものをいう。なお、引当ての目的を示す名称を付した科目で記載する。
	その他の流動負債	前記のいずれの勘定科目にも属さない流動負債をいう。		その他の流動負債	前記のいずれの勘定科目にも属さない流動負債をいう。
固定負債	設備資金借入金	借入期間が1年を超える施設整備等に係る借入債務をいう。	固定負債	設備資金借入金	借入期間が1年を超える施設整備等に係る借入債務をいう。
	長期運営資金借入金	借入期間が1年を超える経常経費に係る借入債務をいう。		長期運営資金借入金	借入期間が1年を超える経常経費に係る借入債務をいう。
	<u>他会計区分長期借入金</u>	<u>他の会計区分からの借入金で返済期限が長期であるものをいう。</u>			
	長期預り金	軽費老人ホーム（ケアハウスに限る。）等における入所者からの管理費預り額をいう。		長期預り金	軽費老人ホーム（ケアハウスに限る。）等における入所者からの管理費預り額をいう。
	退職給与引当金	将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額をいう。		退職給与引当金	将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額をいう。
	○○引当金	将来において支出が見込まれ、その発生が当該会計年度の負担に属すべき金額で、その金額が合理的に見積もることができるものをいう。なお、引当ての目的を示す名称を付した科目で記載する。		○○引当金	将来において支出が見込まれ、その発生が当該会計年度の負担に属すべき金額で、その金額が合理的に見積もることができるものをいう。なお、引当ての目的を示す名称を付した科目で記載する。
	その他の固定負債	前記のいずれの勘定科目にも属さない固定負債をいう。		その他の固定負債	前記のいずれの勘定科目にも属さない固定負債をいう。

〈純資産の部〉

基本金	基本金	第2の8の(1)で定められたも	基本金	基本金	第2の8の(1)で定められたも
-----	-----	-----------------	-----	-----	-----------------

国庫補助金等特別積立金	国庫補助金等特別積立金	のをいう。	国庫補助金等特別積立金	国庫補助金等特別積立金	のをいう。
その他の積立金	移行時特別積立金	第2の8の(2)で定められたもののをいう。	その他の積立金	移行時特別積立金	第2の8の(2)で定められたもののをいう。
	○○積立金	第3の8の(2)のアの(カ)の金額をいう。 積立ての目的を示す名称を付した科目で記載する。		○○積立金	第3の8の(2)のアの(カ)の金額をいう。 積立ての目的を示す名称を付した科目で記載する。
次期繰越活動収支差額	次期繰越活動収支差額	事業活動計算書に計上された次期繰越活動収支差額をいう。	次期繰越活動収支差額	次期繰越活動収支差額	事業活動計算書に計上された次期繰越活動収支差額をいう。

別紙3

介護サービス事業別事業活動計算書
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

(会計区分名)

区分	勘定科目		合計	介護老人 福祉施設 ○○箇	短期入所 生活介護	○○介護	その他の 事業	
事業活動収支の部	収入	介護福祉施設介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入 居宅介護料収入 <u>(介護報酬収入)</u> 介護報酬収入 <u>介護予防報酬収入</u> <u>(利用者負担金収入)</u> <u>介護負担金収入</u> <u>介護予防負担金収入</u> 措置費収入 事務費収入 事業費収入 居宅介護支援介護料収入 居宅介護支援介護料収入 <u>介護予防支援介護料収入</u> 利用者等利用料収入 介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 食費収入 居住費収入 管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入 補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入						

別紙3

介護サービス事業別事業活動計算書
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

(会計区分名)

区分	勘定科目		合計	介護老人 福祉施設 ○○箇	短期入所 生活介護	○○介護	その他 事業
事業活動収支の部	収入	介護福祉施設介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入 <u>基本食事サービス料収入</u> 居宅介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入					
		居宅介護支援介護料収入					
		利用者等利用料収入 介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 食費収入 居住費収入 管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入 補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入					

	<u>その他の事業収入</u>							
	<u>その他の収入</u>							
	国庫補助金等特別積立金取崩額							
	(介護報酬査定減)							
	事業活動収入計 ①							
支出	人件費 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費 経費 (直接介護費) 給食材料費 介護用品費 教養娛樂費 医薬品費 日用品費 被服費 消耗器具備品費 保健衛生費 車輛費 光熱水費 燃料費 本人支給金 葬祭費 (一般管理費) 福利厚生費 旅費交通費 研修費 通信運搬費							
支出	人件費 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費 経費 (直接介護費) 給食材料費 介護用品費 教養娛樂費 医薬品費 日用品費 被服費 消耗器具備品費 保健衛生費 車輛費 光熱水費 燃料費 本人支給金 葬祭費 (一般管理費) 福利厚生費 旅費交通費 研修費 通信運搬費							
	国庫補助金等特別積立金取崩額							
	(介護報酬査定減)							
	事業活動収入計 ①							

	事務消耗品費 印刷製本費 広報費 会議費 修繕費 保守料 賃借料 保険料 涉外費 諸会費 租税公課 委託費 雜費 利用者負担軽減額 減価償却費 徴収不能額 引当金繰入 徴収不能引当金繰入 賞与引当金繰入 退職給与引当金繰入				
	事業活動支出計 ②				
	事業活動収支差額③ (①-②)				
事 業 活 動 收 入	借入金利息・補助金収入 その他の収入				
	事業活動外収入計 ④				
事 業 活 動 支 出	借入金利息 その他の支出				
	事業活動外支出計 ⑤				
部	事業活動外収支差額⑥ (④-⑤)				
	経常収支差額⑦ (③+⑥)				

(注) 「その他の収入」及び「その他の支出」について、按分が困難な場合、按分困難な金額はその他の事業として処理することができる。

	事務消耗品費 印刷製本費 広報費 会議費 修繕費 保守料 賃借料 保険料 涉外費 諸会費 租税公課 委託料 雜費 利用者負担軽減額 減価償却費 徴収不能額 引当金繰入 徴収不能引当金繰入 賞与引当金繰入 退職給与引当金繰入				
	事業活動支出計 ②				
	事業活動収支差額③ (①-②)				
事 業 活 動 收 入	借入金利息・補助金収入 その他の収入				
	事業活動外収入計 ④				
事 業 活 動 支 出	借入金利息 その他の支出				
	事業活動外支出計 ⑤				
部	事業活動外収支差額⑥ (④-⑤)				
	経常収支差額⑦ (③+⑥)				

(注) 「その他の収入」及び「その他の支出」について、按分が困難な場合、按分困難な金額はその他の事業として処理することができる。

別紙4

減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表

耐用年数	平成19年4月1日以後取得			耐用年数	平成19年3月31日以前取得		
	定額法 償却率	定率法			旧定額法 償却率	旧定率法 償却率	
		償却率	改定償却率				
2	0.500	1.000	—	—	2	0.500	
3	0.334	0.833	1.000	0.02789	3	0.333	
4	0.250	0.625	1.000	0.05274	4	0.250	
5	0.200	0.500	1.000	0.06249	5	0.200	
6	0.167	0.417	0.500	0.05776	6	0.166	
7	0.143	0.357	0.500	0.05496	7	0.142	
8	0.125	0.313	0.334	0.05111	8	0.125	
9	0.112	0.278	0.334	0.04731	9	0.111	
10	0.100	0.250	0.334	0.04448	10	0.100	
11	0.091	0.227	0.250	0.04123	11	0.090	
12	0.084	0.208	0.250	0.03870	12	0.083	
13	0.077	0.192	0.200	0.03633	13	0.076	
14	0.072	0.179	0.200	0.03389	14	0.071	
15	0.067	0.167	0.200	0.03217	15	0.066	
16	0.063	0.156	0.167	0.03063	16	0.062	
17	0.059	0.147	0.167	0.02905	17	0.058	
18	0.056	0.139	0.143	0.02757	18	0.055	
19	0.053	0.132	0.143	0.02616	19	0.052	
20	0.050	0.125	0.143	0.02517	20	0.050	
21	0.048	0.119	0.125	0.02408	21	0.048	
22	0.046	0.114	0.125	0.02296	22	0.046	
23	0.044	0.109	0.112	0.02226	23	0.044	
24	0.042	0.104	0.112	0.02157	24	0.042	
25	0.040	0.100	0.112	0.02058	25	0.040	
26	0.039	0.096	0.100	0.01989	26	0.039	
27	0.038	0.093	0.100	0.01902	27	0.037	
28	0.036	0.089	0.091	0.01866	28	0.036	
29	0.035	0.086	0.091	0.01803	29	0.035	
30	0.034	0.083	0.084	0.01766	30	0.034	
31	0.033	0.081	0.084	0.01688	31	0.033	
32	0.032	0.078	0.084	0.01655	32	0.032	
33	0.031	0.076	0.077	0.01585	33	0.031	
34	0.030	0.074	0.077	0.01532	34	0.030	
35	0.029	0.071	0.072	0.01532	35	0.029	
36	0.028	0.069	0.072	0.01494	36	0.028	
37	0.028	0.068	0.072	0.01425	37	0.027	
38	0.027	0.066	0.067	0.01393	38	0.027	
39	0.026	0.064	0.067	0.01370	39	0.026	
40	0.025	0.063	0.067	0.01317	40	0.025	
41	0.025	0.061	0.063	0.01306	41	0.025	
42	0.024	0.060	0.063	0.01261	42	0.024	
43	0.024	0.058	0.059	0.01248	43	0.024	
44	0.023	0.057	0.059	0.01210	44	0.023	
45	0.023	0.056	0.059	0.01175	45	0.023	
46	0.022	0.054	0.056	0.01175	46	0.022	
47	0.022	0.053	0.056	0.01153	47	0.022	
48	0.021	0.052	0.053	0.01126	48	0.021	
49	0.021	0.051	0.053	0.01102	49	0.021	
50	0.020	0.050	0.053	0.01072	50	0.020	

別紙4

簡易型耐用年数表

資産別区分（略）

(注 1) 耐用年数 50 年以降の計数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号) 別表第九及び第十を用いること。

(注 2) 本表における用語の定義は次の通りであること。

「保証率」 = 「償却保証額」の計算において減価償却資産の取得価額に乘ずる率をいう。

「改訂償却率」 = 各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度以降の償却費がその後毎年同一となるよう適用される償却率

「調整前償却額」 = 減価償却資産の期首帳簿価額(取得価額から既にした償却費の累積額を控除した後の金額。以下同じ)に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額(=各事業年度の償却額)をいう。

「償却保証額」 = 減価償却資産の取得価額 × 「保証率」

「改訂取得価額」 = 各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額をいう。

(調整前償却額) ≥ (償却保証額) の場合 :

(定率法減価償却費) = (期首帳簿価額) × (定率法の償却率)

(調整前償却額) < (償却保証額) の場合 :

(定率法減価償却費) = (改訂取得価額) × (改訂償却率)

削除

別紙5 勘定残高精算集計表（略）

削除

別紙6-1 定額法による残価率（略）

削除

別紙6-2 定率法による残価率（略）

削除

別紙7 前期末支払資金残高の調整表（略）

削除

別紙8 前期繰越活動収支差額の設定表（略）

削除

参考資料 移行時の仕訳一覧（略）